八街市長及び副市長の給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 10 月 30 日

八 街 市 長 [illegible]

八街市条例第 33 号

八街市長及び副市長の給与の特例に関する条例

（給料月額の特例）

第１条　令和８年１１月１日から同年同月３０日までの間（以下「特例期間」という。）における市長及び副市長の給料月額は、八街市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和２９年条例第９号。以下「特別職給与条例」という。）及び八街市長の給与の特例に関する条例（令和８年条例第１５号）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　市長　特別職給与条例第３条に規定する給料月額から、その１００分の６５に相当する額を減じて得た額

(2)　副市長　特別職給与条例第３条に規定する給料月額から、その１００分の５０に相当する額を減じて得た額

（地域手当の特例）

第２条　特例期間における市長及び副市長の特別職給与条例第２条第２項に規定する地域手当の額の算定となる給料月額については、前条の規定により支給する額とする。

（期末手当の特例）

第３条　令和８年１２月に支給する市長及び副市長の期末手当の額は、特別職給与条例第４条の規定にかかわらず、同条の規定による期末手当の額から、１００分の２５に相当する額を減じて得た額とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

２　この条例は、令和８年１２月１０日限り、その効力を失う。

（八街市長及び副市長の給与の特例に関する条例の廃止）

３　八街市長及び副市長の給与の特例に関する条例（令和３年条例第２３号）は、廃止する。